

2026年度神戸市行政実務経験者を対象とした職員採用選考案内 FAQ

Q	A
【受験資格となる勤務経験年数について】 勤務期間中に休職、休業に入っていた期間についてもカウントされるか。	・休職期間については、対象期間にカウントされません。 ・休業期間については、人事評価の対象となる期間については、対象期間にカウントいたします。
【受験資格となる勤務経験年数について】 神戸市での全ての任期付職員（一般任期付職員、育児休業等代替任期付職員、任期付短時間職員）、会計年度任用職員の勤務期間が対象となるか。	・任期付職員又は会計年度任用職員として勤務していた場合でも、すべてが対象となるわけではありません。 ・任期付職員のうち、育児休業等代替任期付職員は人事委員会が行う試験（選考）により採用された在職期間が対象となります。 ・会計年度任用職員の在職期間は、原則として、一般事務・特定事務区分および資格免許区分のうち社会福祉主事での在職期間が対象となります。 ・また、選考区分の業務に関連する実務経験を対象とする観点から、 ・選考区分の業務内容と類似性の低い専門的な特定の業務経験 や ・神戸市人事評価制度の対象とならない期間（勤務実績が著しく少ない場合など）は対象となりません。 ※受験資格について不明な点は、 人事委員会事務局（jinjiinkaiteisyutu@city.kobe.lg.jp）にお問い合わせください。
他の今年度、すべてに他の採用試験を受験しているが、本選考への申し込みは可能か。	人事委員会が実施する採用試験や選考は、同一年度にいずれか1つしか受験することができません。 ただし、育児休業等代替任期付職員採用試験（選考）とは重複受験が可能です。 また、今年度に限り、2026年度経験者通年枠採用試験(選考)のAターム・Bタームをすでに受験された方についても、本選考の受験が可能です。 なお、2026年度経験者通年枠採用試験(選考)Bタームと本選考に同時に申し込みいただくことは可能ですが、面接日程が重複しますので、最終的にはいずれかを選択していただく必要がございます。
合格後、配属先はどうなるのか。	本人の適性や希望を考慮し、配属先を決定いたします。 配属後は、定期的な人事異動があります。
採用後の給与（初任給）はいくらか。	給与については、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、一定の基準により決定します。選考案内に、初任給の例を記載しているので、ご参照ください。